

不登校児童生徒をもつ親への支援を求める請願

2023年10月4日

文部科学大臣
盛山 正仁殿

請願者 NPO法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク
代表理事 中村みちよ 中林和子
住所 宮城県気仙沼市赤岩泥ノ木19番地1

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で24万4940人と前年度から大幅に増加している。しかも現状は短時間でも登校すれば欠席にならないことなどによる実質的な不登校数を鑑みると、潜在的な不登校児童生徒が多数在籍していると考ええる。

このような状況から、私たちNPO法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワークでは、一昨年、昨年、親の会および親のアンケート調査を行った。

不登校によって「学校を休んで子どもの心が安定した。」「親は学校や社会への考え方が変わった。」など良かった面がある一方で、「子ども自身の自信ややる気がなくなった。」「親は不登校の原因が自分にあるかもと自分自身を責めた。」など精神的に追い込まれていくことが数字として読み取れた。

また、食費やフリースクールなどの会費のため支出が増える一方で、子どもが学校に行けなくなって、親は職場の早退・遅刻が増えたり、仕事を辞めざるを得なくなったりして収入が減ってしまうことも多い。

このように精神的にも経済的にも不登校の親は厳しい環境に置かれている。子どもにとって一番の環境は親であり、親を支えることも喫緊の課題である。

よって 国におかれては、不登校の親を支援するために下記事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 経済的支援は確保法にも努力義務として明記されている。地域によっては家庭に経済的支援が始まっている。しかし、地域による不均衡が広がっており、国として経済的支援を行う施策を講じ地域による格差をなくして欲しい。
- 2 学校復帰を目指さない、不登校は問題行動ではないなど確保法の理念の周知が徹底されていない現状があり、3年以内に80%以上の親への周知を望む。またフリースクールや親の会などのつながりを親は求めているが不十分であり、各自治体に努力義務を求めたい。

以上

